

宜野湾市ファミリー・サポート・センター運営事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、宜野湾市ファミリー・サポート・センター運営事業の実施にあたり、民間の創意工夫と柔軟な発想によって質の高い成果を得るため、公募型プロポーザルにより業務委託の受託者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

宜野湾市ファミリー・サポート・センター運営事業

(2) 提案上限額

令和7年度 7,574,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 13,552,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意し、提案額にあたっては上記金額を超えないこと。

(3) 履行期間

令和7年9月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 実施場所

宜野湾市内で事業実施が可能な場所

3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店等を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等で法人格を有する者。
- (4) 本事業の公告日から契約締結の日までの間において、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和60年宜野湾市訓令第9号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、必要な支援を提供できること。
- (6) 本事業を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前

の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）
がなされていない者であること。

- （9）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- （10）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （11）宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

4 説明会・質問の受付及び回答

本業務委託の概要について、説明会を下記のとおり行います。

（1）説明会

- ①日 時：令和7年6月2日（月）午前10時
- ②場 所：宜野湾市役所 第1会議室（別館3階）

※参加者は令和7年5月30日（金）午後5時までに「11 問い合わせ先」へ電話又は電子メールにて連絡をすること。なお、参加者数によっては実施しない場合があります。

（3）質問、回答方法等

- ①受付期間：令和7年6月2日（月）から令和7年6月6日（金）まで
- ②提出方法：質問書（様式13）により、FAX又は電子メールでの提出とする。
受付期間を経過した後の質問、電話及び直接来庁による質問には応じない。
- ③提出先：「11 問い合わせ先及び提出先」のとおり。
- ④回答方法：提出された質問に関する回答は、質問者名を伏せて市ホームページへ掲載します。
- ⑤回答日：令和7年6月10日（火）

5 提出書類及び提出期限

参加希望者は、次に掲げる書類を提出する。なお、提出に係る費用は参加希望者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- （1）参加表明書（様式1）
- （2）法人の概要（様式2）
- （3）業務実績書（様式3）
- （4）活動理念等（様式4）
- （5）業務の実施体制（様式5）
- （6）企画提案書（様式6～様式10）

- ①仕様書をふまえて、本業務に対する考え方、実施方法及び手法等について具体的に示すこと。
- ②書式はA4版片面、縦型、横書きとする。ただし、資料の作成上A3版を利用した

ほうが分かりやすい場合はA3版の使用も可とする。

- ③ ページ数は表紙・目次を除いて20ページ以内とし、ページ番号は、表紙・目次を除き通し番号で各ページ下部中央に印字すること。

(7) 誓約書（様式11）

(8) 定款、規約又はこれらに準ずる書類

(9) 見積書及び見積内訳書（年度ごと）

- ① 書式は任意とするが、金額は消費税等含めた金額を記入すること。
- ② 見積内訳書の積算の費目については、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費（電話料金等）、使用料及び賃借料（家賃、パソコン等）、その他とし、各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(10) 履歴事項全部証明書

(11) 法人の財務諸表（直近3年間）

(12) 役員の氏名及び住所一覧（任意様式）

(13) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(14) 市民税の滞納のない証明書

(15) 提出期限

- ① 提出期間：令和7年6月11日（水）から令和7年6月20日（金）

- ② 提出部数：9部（正本1部、写し8部）

- ③ 提出方法：持参又は郵送

郵送の場合、上記提出期間内必着とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に持参するものとする。

- ④ 提出先：「11 問い合わせ先」のとおり。

6 企画提案書プレゼンテーション予定日時等

(1) 書類審査

参加希望者が多数の場合は、宜野湾市ファミリー・サポート・センター運営事業業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された書類等を審査し、協議の上、企画提案書プレゼンテーションを行う者を3者程度選定する。なお、選定に対する質問には回答しない。

(2) 参加辞退する場合

参加表明後、参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退書」（様式12）に必要事項を記入し、令和7年7月8日（火）午後5時までにこども部こども政策課に提出すること。

(3) プレゼンテーション日時及び場所等

- ① 日 時：令和7年7月9日（水）予定

- ② 場 所：参加者へ別途通知予定。

- ③ 時 間：説明20分、質疑10～15分程度を予定

- ④ 参加人数：1団体3名以内

- ⑤ そ の 他：プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差し替え・追加は認めない。

7 契約候補者の選定

(1) 審査及び選定方法

契約候補者等の選定は、選定委員会にて行う。提出された企画提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に判断し、各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多いものを契約候補者に選定する。次に多い者を、次点の契約候補者に選定する。なお、順位が1位の候補者が複数いる場合には、選定委員会において審査し、「実施内容」の各評価項目で最も高い点数を付けた委員が多いものを選定し、その場合においても複数いる場合には、その他の評価項目も含めて選定を行う。

ただし、委員人数分の総合配点の60%以上の評価を得なければ、契約候補者及び次点者に選定することができない。

(2) 審査基準

評価項目		着眼点・視点
法人の概要	業務実績 (様式3)	○業務を円滑かつ効率的に行うために必要な知識や実績
	活動理念等 (様式4)	○団体の設立趣旨は本事業の目的に合うものであるか。また、本事業の実施目的等を十分理解しているか。
実施体制	職員体制 (様式5)	○事業実施に必要な知識・経験等を有する職員の配置 ○支援に必要な人材の確保
	センター体制 (様式7)	○アドバイザーが機能的に活動することのできる提案がされているか。
実施内容	広報・会員受付 (様式8)	○本事業の意義を十分に周知することのできる提案がされているか。
	会員講習・交流 (様式9)	○本事業に対する具体的かつ有益な提案がされているか。また、会員間の交流を促進し援助活動の活性化を図る提案がされているか。
	援助活動支援 (様式10)	○援助活動でのトラブルを防ぐための提案がされているか。また、事故等が発生した場合の対応方法は十分なものであるか。
ヒアリング		○提案資料について、的確な文章表現、重点箇所の整理方法等は分かりやすく、説得力があるか。
見積金額		○見積金額が妥当であり、提案内容と整合性が図られているか。

(3) 選定結果の通知

上記(1)の選定結果は、審査後、令和7年7月11日(金)までに選定結果を電話連絡及び通知文書を送付する。

(4) 契約について

選定委員会において選定された契約候補者と提案内容及び契約手法等の詳細を協議の上、本業務委託契約に係る見積もりを徴取し、契約を締結する。

ただし、合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

8 日程及び提出書類等

項 目		期日等
1	公募内容の公表（市ホームページ）	令和7年5月21日（水）
2	説明会	令和7年6月2日（月）10時
3	質問書の提出期限	令和7年6月6日（金）17時
4	質問書回答期限	令和7年6月10日（火）17時
5	参加表明書及び企画提案書の提出期限 提出書類：様式1～様式11、見積書、見積内訳書及びその他	令和7年6月20日（金）17時
6	企画提案書プレゼンテーション	令和7年7月9日（水）予定
7	審査結果の通知	令和7年7月11日（金）予定
8	契約候補者と協議及び契約締結	令和7年7月下旬予定

9 提案者の失格事由

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 参加資格を満たさない者が提案した場合
- ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ その他、選定委員会において不適当と認められた場合

10 その他注意事項

- (1) 提出期間終了後は、市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認められない。
- (2) 提出書類の提出後、市の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

11 問い合わせ先及び提出先

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 こども部 こども政策課 こども育成係（担当：比嘉・島袋）

電 話：098-893-4463

F A X：098-893-4490

E-mail：Fukusi25@city.ginowan.okinawa.jp